

「エビデンス」という言葉をよく耳にする。昨今、新型コロナウイルス感染症の報道などで、アナウンサーや政治家の発言の中でも「エビデンスに基づいて」という言葉が普通に使われるようになっていく。我々の業界では Evidence-Based Medicine (EBM)、政治行政でも Evidence-Based Policy Making (EBPM) といった具合に「エビデンス」は専門用語ではなく日常用語になったようである。

少し歴史を紐解くと EBM の提唱を行ったのはカナダのマクマスター大学で内科学系の研修医プログラムを担当していたガイヤット医師で、1990 年代前半のことであったようだ。私が EBM と略される言葉に最初に出会ったのは 1999 年、研修医の頃で、「それってエビデンスありますか？」と先輩が大学のカンファレンスで使っているのを聞いたとき、自惚れにも似た気恥ずかしいニュアンスがあったことを思い出す。それに教授が「エビデンスなんかそ食らえや！」と返していて痛快に思った。

エビデンスは科学と非科学を分ける境界の役割を果たし、あたかもエビデンスの冠がつくと科学的な後ろ盾を得たかのように思える。不確かな臨床現場での様々な事象に対応するために、さすがに「エビデンス」を信仰しているのかもしれない。『無作為化比較試験 (Randomized Controlled Trial: RCT) = エビデンス』のように語られる時代もあった。昨今はそこまで言われないが、逆に RCT で証明されていない命題はエビデンスが乏しいのだろうか？ いやいや、我々の目の前には患者がいて、確かな答えがないなかで手にしているエビデンスをどのように利用するのが腕の見せどころであろう。

だからこそ「こうやったら上手くいった」ということは、外科診療においては一つの大切なエビデンスである。一方で症例報告はもっとも信頼度の低いエビデンスであるということも事実である。つまり情報リテラシーを身につけなければならない。そして、情報は発信した経験がなければ、それを吟味する力も身につかない。若手外科医の皆さんには、まずは日常の臨床的な経験・知見を症例報告として論文化するきっかけにいただき、さらには原著論文を目指していただきたい。

本号も診療看護師による超音波検査を用いた腹腔内癒着を評価した原著論文、超高齢者の胆嚢捻転症、有棘縫合糸の問題など日常診療に役立つ論文など盛りだくさんである。ぜひ、ご一読を。

(伴 大輔)

日本内視鏡外科学会雑誌

(第 28 巻 第 1 号) 2023 年 1 月 15 日発行・隔月刊

Journal of Japan Society for Endoscopic Surgery (Tokyo)

(1 部) 価格: 3,080 円 (本体 2,800 円 + 税 10%)

2023 年 年間購読料: 18,018 円 (税込) * 学会員は学会ホームページから閲覧できます。

編集・発行: 日本内視鏡外科学会 (代表: 坂井義治)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 日本コンベンションサービス株式会社内

☎ 03-3503-5917 Fax 03-3508-1257 E-mail: info-jses@convention.co.jp (担当: 吉富, 平澤, 渡部)

<http://www.jses.or.jp>

発売: (株)医学書院 (代表: 金原 俊) (本誌担当: 高島, 安部)

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23 (振替口座 00170-9-96693 番)

本誌編集室直通 ☎ 03-3817-5707 (Fax 03-3815-7802 / E-mail: jses@igaku-shoin.co.jp)

販売・PR 部直通 ☎ 03-3817-5659 (Fax 03-3815-7804)

電子出版コード 260F2600028001000000

- ・本誌に掲載された著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・貸与権・公衆送信権 (送信可能化権を含む) は日本内視鏡外科学会が保有します。
- ・本誌を無断で複製する行為は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的 (診療、研究活動を含む) で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。
- ・**JCOPY** (株) 出版者著作権管理機構 委託出版物) 本誌の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(株) 出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。